

各学校(園)長様

熊本市教育長 遠藤 洋路

臨時休業等の取扱いの見直しについて並びに保護者への周知の依頼について

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の取扱いについては、これまで令和3年(2021年)1月6日付け教政発第517号「臨時休業等の取扱いの見直しについて」にて通知していたところですが、この度、閉鎖を判断するに当たっての考え方を改めて整理し、「幼児児童生徒が感染した場合」と「教職員が感染した場合」とに分けて、別紙「取扱フロー」のとおり見直しましたので通知いたします。

また、実際に閉鎖する際、保護者の理解を得られやすくするため、閉鎖を判断するに当たっての考え方をあらかじめ保護者の皆様に周知しておきたいと考えます。

つきましては、各学校(園)長におかれては、保護者の皆様に対して別紙「保護者宛通知文」及び別紙「取扱フロー」を周知していただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

・臨時休業に関する事(幼児児童生徒)	健康教育課	328-2728
・臨時休業に関する事(教職員)	教職員課	328-2720
・児童育成クラブに関する事	青少年教育課	328-2277
・その他	教育政策課	328-2704